参考様式１４　誓約書

|  |
| --- |
| 誓　約　書社会福祉法人○○会の理事に就任するにあたり、次の事項について誓約します。　１　社会福祉法第40条第１項各号の欠格条項に該当しないこと　２　各理事と親族等特殊関係にある者が上限を超えて含まれないこと　３　暴力団員等の反社会的勢力者に該当しないこと４　今後、上記の記載事項に該当したときは遅滞なく報告すること　　　　　　　　　年　　月　　日社会福祉法人〇〇会設立代表者　〇〇〇〇　殿　　　　　　　　　　　　　住　所　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　印　 |

参考様式１４　誓約書

**記入例**

|  |
| --- |
| 誓　約　書 社会福祉法人○○会の理事に就任するにあたり、次の事項について誓約します。必要に応じ「理事」を「評議員」又は「監事」にする。【評議員の場合】誓約項目のうち、２つめの項目を「２　各評議員又は各役員と親族等特殊関係にある者が含まれないこと」に変更すること。【監事の場合】誓約項目のうち、２つめの項目を「２　各役員と親族等特殊関係にある者が含まれないこと」に変更すること。　１　社会福祉法第40条第１項各号の欠格条項に該当しないこと　２　各理事と親族等特殊関係にある者が上限を超えて含まれないこと　３　暴力団員等の反社会的勢力者に該当しないこと４　今後、上記の記載事項に該当したときは遅滞なく報告すること　　　　 　　　　　年　　月　　日社会福祉法人〇〇会設立代表者　〇〇〇〇　殿　　　　　　　　　　　　　住　所　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　印　 |

【参考条文】

○社会福祉法（抜粋）

（評議員の資格等）

第40条　次に掲げる者は、評議員となることができない。

⑴　法人

⑵　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの

⑶　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

⑷　前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

⑸　第56条第８項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

２・３　（略）

４　評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

５　評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

（役員の資格等）

第44条　第40条第１項の規定は、役員について準用する。

２～５　（略）

６　理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。

７　監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。